

議案第 5 4 号

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

督促手数料を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条から第 23 条までを次のように改める。

第 21 条から第 23 条まで 削除

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

(羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 61 年羽曳野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

(羽曳野市介護保険条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条」を「第 12 条」に、「第 14 条」を「第 13 条」に、「第 15 条—第 19 条」を「第 14 条—第 18 条」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 10 条」を「第 9 条」に改める。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 4 章中第 14 条を第 13 条とし、第 5 章中第 15 条を第 14 条とし、第 16 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

(羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」を「第 5 条」に、「第 7 条―第 9 条」を「第 6 条―第 8 条」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 3 章中第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に調定した督促手数料については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u></p> <p>羽曳野市国民健康保険条例</p> <p><u>第 21 条から第 23 条まで 削除</u></p> <p>以下省略</p>	<p><u>第 1 条関係</u></p> <p>羽曳野市国民健康保険条例</p> <p><u>第 21 条及び第 22 条 削除</u> (保険料の督促手数料)</p> <p><u>第 23 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について 50 円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを免除することができる。</u></p> <p>以下省略</p>
<p><u>第 2 条関係</u></p> <p>羽曳野市税条例</p> <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第 3 条～第 11 条 省略</p> <p><u>第 12 条 削除</u></p> <p>以下省略</p>	<p><u>第 2 条関係</u></p> <p>羽曳野市税条例</p> <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第 3 条～第 11 条 省略</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第 12 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、50 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>以下省略</p>
<p><u>第 3 条関係</u></p> <p>羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p>	<p><u>第 3 条関係</u></p> <p>羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第 10 条 市長は、法第 75 条第 3 項の規定による督促をした場合においては、督促状 1 通につき 50 円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める</u></p>

<p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>以下省略</p> <p><u>第4条関係</u></p> <p>羽曳野市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(<u>第1条</u>)</p> <p>第2章 介護保険の実施(<u>第2条—第4条</u>)</p> <p>第3章 保険料(<u>第5条—第12条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第13条</u>)</p> <p>第5章 罰則(<u>第14条—第18条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 1・2 省略</p> <p>3 第1項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。<u>第9条</u>において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p><u>第9条</u> 省略</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>第5章 罰則</p> <p><u>第14条</u> 省略</p>	<p><u>場合においては、これを徴収しないことができる。</u></p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>以下省略</p> <p><u>第4条関係</u></p> <p>羽曳野市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(<u>第1条</u>)</p> <p>第2章 介護保険の実施(<u>第2条—第4条</u>)</p> <p>第3章 保険料(<u>第5条—第13条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第14条</u>)</p> <p>第5章 罰則(<u>第15条—第19条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 1・2 省略</p> <p>3 第1項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。<u>第10条</u>において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p><u>第9条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを免除することができる。</u></p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>第5章 罰則</p> <p><u>第15条</u> 省略</p>
--	--

<p>第15条 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p>第17条 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p>以下省略</p> <p><u>第5条関係</u></p> <p>羽曳野市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 本市が行う後期高齢者医療の事務(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保険料(第3条—<u>第5条</u>)</p> <p>第3章 罰則(<u>第6条—第8条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>第5条</u> 省略</p> <p>第3章 罰則</p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p><u>第7条</u> 省略</p> <p><u>第8条</u> 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第16条 省略</p> <p>第17条 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p>第19条 省略</p> <p>以下省略</p> <p><u>第5条関係</u></p> <p>羽曳野市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 本市が行う後期高齢者医療の事務(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保険料(第3条—<u>第6条</u>)</p> <p>第3章 罰則(<u>第7条—第9条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p><u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、50円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを免除することができる。</u></p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p>第3章 罰則</p> <p><u>第7条</u> 省略</p> <p><u>第8条</u> 省略</p> <p><u>第9条</u> 省略</p> <p>以下省略</p>
---	---